

徳島市教育振興基本計画（第4期）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）の規定に基づく徳島市の教育振興基本計画（第4期）策定に伴う検討を行うため、徳島市教育振興基本計画（第4期）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画（第4期）案の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の代表者等
- (4) 公募市民

（任期）

第4条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 策定委員会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、会長が召集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（設置期間）

第7条 策定委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、徳島市教育委員会事務局総務課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等について必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。